

令和4年度 座間味村 PR 素材制作委託業務 募集要項

I 概要

(1) 事業名

令和4年度 座間味村 PR 素材制作委託業務

(2) 事業期間

令和4年8月1日～令和5年2月28日（予定）

(3) 発注者

座間味村（以下、「村」という。）

<担当部局>

船舶・観光課

〒901-3496 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

電 話 098-987-2320

F A X 098-987-2329

(4) 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光業の回復を図るため観光プロモーション映像・画像を作成し、これまでに PR 出来ていない村の魅力を発信することでリピーター再訪を促すとともに新規顧客の獲得を目指す。

(5) 事業の内容

提案が採択された事業者は、その提案を基に座間味村を PR する素材を制作し、成果物を納品する。

(6) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

①「リピーターの再訪及び新規顧客の獲得」を目標として、村の魅力を PR できる観光プロモーション映像及び画像を制作する。

※映像中に音楽素材を使用する場合は、著作権の許諾に必要な手続きは受注者で行うこと。また、当該使用に係る著作権料等については契約金額に含む。

※撮影範囲は座間味村内の陸域及び周辺海域とする。

※村からの素材提供は一切ないものとする。

※既存映像の買取りを行う場合には、素材買い取り先企業名、カメラマン個人名まで詳細を記載すること。

- ②委託業務全体を統括する担当者1名の配置
- ③本件に関わる各業者の取りまとめ
- ④成果物の提出
- ⑤報告書の作成
- ⑥村と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

(7) 募集方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

(8) 募集する内容

契約にあたって、次の項目について提案を募集する。

- ①撮影する動画サイズはハイビジョン以上の品質とし、10分、5分、1分版の制作を行う。
それぞれの尺版は同一映像を加工、編集する。
 - ②映像には適切な音源、楽曲を使用すること。ただし、対象によって調整が必要なものは協議の上、決定する。また、企画書には絵コンテを明記し、使用する音源、楽曲についてはイメージを詳細に明記すること。
 - ③村の特色を活かしたプロモーションコンセプトを明確に定義し、次年度以降も村の発展、継続的な誘客効果が見込める企画提案であること。
 - ④リピーターの再訪促進と新規顧客の獲得を達成するため、村の魅力を最大限に発信できる企画提案であること。
 - ⑤納品物の提出方法は以下のとおりとする。
 - ・マスターデータ 1本
 - ・Blu-Ray マスター 1枚
 - ・DVD、Blu-Ray 各15枚 ※チャプター入り
 - ・撮影した映像素材についてもジャンルごとに整理し、記録媒体で納品
 - ・スチール写真 100枚納品（陸域50枚、海域50枚）
 - ・各コンテンツの映像をFlash Video形式・WMV形式・mp4形式（スマートフォン再生用）の動画配信用データとして、記録媒体で納品
- ※納品物の著作権は座間味村にあるものとし、映像の使用、貸出等の権限は全て座間味村がもつものとする。

(9) 成果物、報告書の引き渡し

事業者は令和5年2月28日までに村に引き渡すものとする。

Ⅱ 事業者の募集及び選定のスケジュール

(1) 意思表明書の提出

・日時 令和4年7月22日（金） 17時まで（必着）

・場所 座間味村役場 船舶・観光課

※提出意思表明書を郵送にて提出すること。

※参加を辞退する場合には、速やかに辞退届（別紙様式第2号）を提出すること。

(2) 質問書の受付

・日時 令和4年7月22日（金） 17時まで（必着）

※質問は文書をもって行い、質問書（別紙様式第3号）を提出すること。

・FAX可 FAX：098-987-2329

(3) 企画提案書の提出

・日時 令和4年7月25日（月） 17時まで（必着）

・場所 座間味村役場 船舶・観光課

※郵送又は持参とする。

(4) プレゼンテーション等の日時

・日時 令和4年7月28日（木） ※時間については、後日連絡するものとする。

・場所 座間味村役場

※プレゼンテーションは、パワーポイントによって行う。

※当日持参するものは、ノートパソコン。

※プロジェクターとスクリーンは開催場所にて用意。

※出席者は1事業者あたり3名以内とする。

※所要時間については、各事業者40分（説明30分、質疑応答10分）とする。

(5) 審査結果について

審査は提案内容を総合的に判断し、最も優れていると考えられる提案を採用する。

(6) 審査結果の公表

・日時 令和4年7月29日（金）

・審査結果の公表

審査の結果は、すべての提案者に対して文書をもって通知する。なお、選定結果に対す

る異議等は一切受け付けない。

Ⅲ応募条件

(1) 応募資格

事業者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ①参加表明書の提出期限において、地方自治法施工令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく座間味村の入札参加制限を受けていない者であること。
- ②参加意思表明書提出期限以前 3 ヶ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実が無い者であること。
- ③会社更生法に基づき更生手続きの開始申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者ではないこと。
- ④最近 1 年間の法人税、法人事業税を滞納していない者であること。

(2) 意思の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出意思表明書」（別紙様式第 1 号）を提出することとし、次の書類を添付すること。

- ①会社案内
- ②財務諸表（直近 1 年分）
- ③法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近 1 年分）

(3) 応募に関する留意事項

- ①提案に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- ②応募者は 1 つの提案しか出来ないものとする。
- ③提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用することとする。
- ④提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- ⑤提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積もりが不適切である場合には提案書を無効とする。
- ⑥提案書に記載した責任者等は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、又は提案書による協力企業等に同等以上の資格と経験を有する技術者をもってあてるとする場合、あらかじめ村の承諾を得ればこの限りではない。
- ⑦全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門

用語は使用せず、平易な表現で記載すること。

⑧提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。

IV提案について

(1) 提出書類

提案は、次にあげる書類をもって行うものとする。

①企画提案書

(2) 提出方法

企画提案書は 10 部、提出することとする。提案書は正本を 1 部とし、他は写しを添付すること。サイズは A4 とする。ただし、図面については A3 も可能とするが、折込で A4 とすること。